

平成18年12月20日

答 申

第1 審議会の結論

異議申し立ての対象となった、鳥取県（以下「実施機関」という。）が行った以下の処分については、妥当である。

（1）諮問第1号

下記記載の公文書に係る非開示決定処分

平成18年5月2日(火)に県民文化会館第2会議室で開催された「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」の抜本的な見直しを行うための「人権救済条例見直し検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の音声データ

（2）諮問第2号

下記記載の公文書に係る不存在決定処分

ア 平成18年6月10日(土)に白兔会館飛翔東の間で開催された検討委員会の議事録作成のために実施機関の職員が議事を筆記した文書の写し

イ 上記検討委員会の音声記録テープ若しくは音声データ

（3）諮問第3号

下記記載の公文書に係る不存在決定処分

平成18年7月23日(日)に新日本海新聞社本社5階ホールにて開催された検討委員会の音声記録テープ若しくは音声データ及び議事録作成のために実施機関の職員が議事を筆記した文書の写し並びに当日の実施機関の職員の役割分担及び行動計画を定めた文書の写し

第2 異議申し立てに至る経緯

（1）諮問第1号

平成18年	5月10日	公文書開示請求
	5月24日	決定期間延長通知
	6月19日	公文書非開示決定通知
	6月23日	行政不服審査法第6条の規定による異議申し立て

（2）諮問第2号

平成18年	6月22日	公文書開示請求
	7月5日	公文書不存在決定通知
	7月10日	行政不服審査法第6条の規定による異議申し立て

（3）諮問第3号

平成18年 8月 1日 公文書開示請求
8月15日 公文書非開示決定通知
8月23日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

第3 実施機関の非開示、不存在決定理由

(1) 諮問第1号

検討委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、鳥取県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第9条第2項第6号の非開示情報に該当するため非開示。

(2) 諮問第2号

議事録作成のために実施機関の職員が議事を筆記した文書の写しは情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないため不存在。

音声記録テープ若しくは音声データは記録していないため不存在。

(3) 諮問第3号

音声記録テープ若しくは音声データは記録していないため不存在。

議事録作成のために実施機関の職員が議事を筆記した文書の写しは情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないため不存在。

当日の実施機関の職員の役割分担及び行動計画を定めた文書の写しは作成していないため不存在。

第4 異議申立て人の主張

異議申立て人の主張は、異議申立て書、意見書及び意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

(1) 検討委員会の議論は全国的に注目度も高く、記録の開示は公共の福祉の観点からも重要である。しかし、議事録の公開内容が不十分であり、議事内容を知るために補完的に音声記録の開示が必要である。

(2) 公的に作成された議事録があるのに、音声データの開示により誤解を招くおそれがあるという実施機関の説明は不合理である。誤解を受けるような議事録が作成されたのであれば、その意図を県民に説明する責任がある。誤解のおそれがあるため、音声を開示しないということは実施機関による議事録の改ざんをチェックする手段を奪うものであり、情報公開条例の理念に反する。

(3) 申立人は担当局長、課長が音声記録を聴取したかどうかは知り得ないため、担当局長、課長が音声記録を聴取していないから組織共用文書でないとすればすべての公文書を組織共用文書でないと非開示にできる。

(4) 音声記録、議事録作成のための筆記記録のいずれも開示されなければ実施機関が意図的な情報隠蔽、情報操作を行ったという疑念が払拭できず、情報公開条例の目指す理念に反する。

(5) 公務で作成された議事録作成のための筆記記録が公文書に当たらないという合理的理由が不明である。また、このメモを元に公式な議事録等が作成されていることから、

組織的に共用されている文書に該当する。

- (6) 委員の立場は特別職公務員であり、その発言は公的なものであり、公になることを拒めるものではない。また、どのような委員会であれ自身の発言に責任があるものであり、心理的負担無しに検討を行うことは事実上不可能である。そうした心理的負担があることをもって検討に支障を来し、審議の妨げになるとはいえない。
- (7) インターネット掲示板での、どの発言を持って誹謗、中傷とするのか不明である。インターネットを悪と決めつける姿勢には疑問を感じる。また、委員及び実施機関の職員への直接の働きかけをもって誹謗、中傷とするのは県民の県政への積極的な関与を行政が不当に弾圧するものである。

第5 実施機関の主張

実施機関の主張は、理由説明書の記載並びに意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

- (1) 平成18年5月2日(火)に県民文化会館第2会議室で開催された検討委員会(以下「第1回検討委員会」という。)の音声データについて

ア 鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例(以下「人権救済条例」という。)の見直し等のため設置された検討委員会の議論は人権救済条例を巡る様々な反響の中でマスコミで広く報道されるなど県内外の注目を集める事態となっている。

また、インターネット掲示板による書き込みを通じた理不尽な批判や中傷までもが行われており、委員からは「音声を開示すると、それが悪用されインターネットで伝わることも想定され、自分の意志で発言できなくなる。」、「職場にも迷惑がかかる。」などという意見が寄せられている。

こうした中で発言趣旨を誤解されやすい音声記録を開示し、それが流布されれば、委員があらぬ誤解や非難を受け、心理的な負担が増し、今後の検討委員会での忌憚のない意見を妨げ、ひいては人権救済条例の見直しという検討委員会の所期の目的が達成されなくなるおそれが高い。

イ 当該音声データは、検討委員会の議事録を作成するための補助手段として発言を記録した個人的なメモ、下書きであり、必要性が無くなった時点で廃棄される予定であったものが公文書開示請求の対象とされたため保有しているものであり、担当局長、課長は聞いておらず、決裁権者の確認がなされているものでも、組織として共用している実質を備えた状態のものでもなく、公文書に該当しない。

ウ 検討委員会は県が予算で設置したものであり、県条例で設置された付属機関ではない。委員の任命行為もない。委員には、人権救済条例見直しなどのため忌憚なく発言をしていただくことを前提に、様々な事情があるところ、お願いして就任してもらっている。

エ 第1回検討委員会議事録は委員の確認を得た上で、発言録として公表している、以降の検討委員会も同様に要約録を公表している。また、検討委員会は事前に広報した上で、公開しており、情報操作、隠蔽の疑義があるというのは失当である。

(2) 平成18年6月10日(土)に白兔会館飛翔東の間で開催された検討委員会(以下「第2回検討委員会」という。)及び平成18年7月23日(日)に新日本海新聞社本社5階ホールにて開催された検討委員会(以下「第3回検討委員会」という。)の音声データ

第2回検討委員会以降、検討委員会の決定により実施機関の職員の筆記記録から議事録(要約録)を作成しており、音声記録は行っていないので、音声データ等は存在しない。

(3) 第2回検討委員会及び第3回検討委員会の筆記文書

実施機関の職員が議事録作成のために筆記した文書は、会議について記憶しておく事項を記録した個人的なメモ、下書きであり、担当局長、課長は見ておらず、公文書には当たらない。

また、議事録作成作業の過程で必要性が無くなった時点で廃棄されている。

(4) 第3回検討委員会当日の実施機関の職員の役割分担及び行動計画を定めた文書の写し

作成していない。

第6 本件審査請求審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 7月 4日	諮問第1号諮問書の受理
7月21日	実施機関から諮問第1号に係る理由説明書提出
7月21日	諮問第2号諮問書の受理
7月31日	異議申立人から諮問第1号に係る意見書提出
8月 1日	実施機関から諮問第2号に係る理由説明書提出
8月10日	実施機関の意見陳述・審議
8月18日	実施機関から諮問第1号に係る理由説明書(追加)提出
8月23日	異議申立人から諮問第2号に係る意見書提出
9月 5日	諮問第3号諮問書の受理
9月13日	異議申立人から諮問第2号に係る意見書(追加)提出
9月13日	異議申立人の意見陳述・審議
9月22日	実施機関から諮問第3号に係る理由説明書提出
10月18日	異議申立人から諮問第3号に係る意見書提出
10月20日	実施機関から諮問第1号に係る理由説明書(追加)提出
10月25日	実施機関の意見陳述・審議
11月10日	異議申立人から諮問第1号に係る意見書(追加)提出
月 日	答申

第7 審議会の判断

審議会は、諮問第1号、第2号及び第3号について、異議申立人が同一人であり、同一の検討委員会に関する同様の情報公開に請求に対する非開示・不存在決定に対する異議申立てで、各諮問案件についての同人の意見及び実施機関の説明が共通しているため、3案件を併合して上記のとおり審議を行い、検討した結果、次のように判断する。

(1) 第1回検討委員会の音声データについて

ア 公文書該当性について

実施機関は、音声データについて検討委員会の議事録を作成するための補助手段として発言を記録した個人的なメモ、下書きであり、組織として共用している実質を備えた状態のものでもなく公文書に当たらないとしている。

しかし、その目的、手段、音声データを巡る状況等を検討すると、議事録を作成するため、実施機関が保有する録音機器により実施機関の職員が職務として録音し、担当局長、課長も録音の場に同席しており、録音の内容も承知している。また、以前に開催された「人権条例に関する懇話会」会議録の作成の経緯からこのような形で録音されることは担当課(局)内において少なくとも暗黙の了解があり、また、担当局長、課長はいつでもデータを聴取しうる状態にあったと思われる。

このため、組織共用されていないとはいえない。

また、情報公開条例上、電磁的記録も公文書と位置づけられており、議事録とは別個に録音データ自体が独立した一つの完結した文書と見なせる。

以上を勘案すると、当該音声データは公文書に該当すると考えられる。

イ 非開示情報該当性について

実施機関の説明やその説明資料の中の委員の意見によると、世論が人権救済条例推進、反対に割れて厳しく対立し、検討委員会が全国的に注目を集める中、委員が大きな心理的負担を負いながら審議に臨んでいることが認められる。

IT技術が進んだ現在、音声データを電子的に改ざんすることは容易であり、開示された音声データが改ざんされて公開されることも想定されなくはない。そうした場合、委員に更に大きな心理的不安を与え、検討委員会において自由な発言ができなくなるおそれが非常に大きくなると言わざるを得ない。

また、検討委員会は県の予算で設置された委員会であり、県条例で設置される付属機関に当たるものでなく、委員の任命行為も無い。委員はその見識を買われ、自由闊達な意見を求められて就任を請われたものであり、このような著しい心理的負担に対する受忍を求めることはできない。

以上を勘案すると音声データを開示することにより事務事業に支障が生じるおそれがあるといえる。

なお、当該音声データを記録した第1回検討委員会については、既に逐語録が公開されており、委員名は記載されていないものの、現状として議事録の公開内容が不十分とまではいえない。

(2) 第2回検討委員会及び第3回検討委員会の音声データ

実施機関は、第2回検討委員会以降、議事録を要約録として作成する旨検討委員会で決定され、実施機関の職員の筆記記録から要約録を作成したと説明しており、要約

録の作成に当たっては、特段音声データまでは必要としないと考えられるため、音声データを記録しなかったとする実施機関の説明に格別不自然な点はなく、不存在と認められる。

(3) 第2回検討委員会及び第3回検討委員会の筆記文書

実施機関は、議事録作成作業の過程で必要性が無くなった時点で廃棄したと説明しており、実際に当該議事録(要約録)が作成されていることから、実施機関の説明に格別不自然な点はなく、筆記文書が公文書に該当するかどうか判断するまでもなく不存在と認められる。

(4) 第3回検討委員会当日の実施機関の職員の役割分担及び行動計画を定めた文書の写し

実施機関は作成していないと説明しており、当該文書がないことにより特段第3回検討委員会の運営に支障が生じるとは考えられないため、実施機関の説明に格別不自然な点はなく、不存在と認められる。

(5) 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。